

1. 豪雨災害対策について

(1) 緊急支援の実施

日本共産党の江尻加那です。

始めに、豪雨災害対策について知事に伺います。台風18号の甚大な被害により、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

私ども日本共産党県議団は、国会議員や地元常総市など地方議員とともに、幾度も被災地に入り、支援活動を続けています。そして、国に対して14項目、県に対しては15項目の要望を申し入れたところ です。

そこで、2点、お伺いします。第1は、大量に発生している廃棄物についてです。常総市における災害ごみ量は推計で2万4千トン、市の年間ごみ総量の1.4倍にのぼり、更に増えています。早期に分別、焼却処分することが望まれます。仮置き場での受け入れや分別だけでなく、焼却を含めた一日も早い処分が必要です。県が一体になって処分をすすめる方策を求めます。

第2に、自動車取得税の減免についてです。多くの家で移動手段に欠かせない自家用車が水没しました。県の手引きでは「全壊の方は自動車税を減免する」とありますが、取得税についても減免措置が必要です。広島県が昨年、土砂災害で滅失、又は損壊した自動車に代わる車を6か月以内に取得した場合の税を全額免除しています。以上2点について、知事の所見を伺います。

(知事答弁)

(2) 農業被害への補助拡大

次に、農業被害についてです。収穫の最盛期と重なったお米について、農業災害補償法第110条の規程で収穫後の米は農業共済の補償対象にならないことが大きな問題になっています。24日の参議院災害対策特別委員会の質疑で、山谷国務大臣は「現状を把握ながら、いろいろ考えていきたい」と、含みを持たせた答弁であり、県がさらに強力な後押しをすべきです。農地の復旧も重要課題です。大量に流れ込んだ瓦礫や土砂の撤去とともに、水没した農業施設や農

業機械に対する直接補助を求めます。農業者の方々は、昨年の米価大暴落に続き、今回の大水害です。早期再建の見通しがもてるよう、国と県の強力な支援策、補助の実施を求め、知事の所見を伺います。

(知事答弁)

(3) 被災者生活再建支援制度の拡充

次に、切実な問題となっている住宅の再建支援について、3点提案いたします。①国に対して、生活再建支援法の支給額を現在の最大300万円から500万円に引き上げ、支給対象世帯を全壊と大規模半壊に限定せず、半壊まで拡大するよう求めること。②国の支援金に上乗せする県独自補助の実施です。現在わずか5万円の見舞金だけですが、京都府や和歌山県では、過去の台風災害をきっかけに国と同額程度を上乗せしています。③国の支援法適用外の被災者を救済するため、県が今年度創設した補助事業の柔軟な活用です。床上1mの浸水で大規模半壊とみなすのが国の規程ですが、県の独自補助にあたっては、1m以下であっても被害状況に応じて補助すべきです。

以上3点、国の制度拡充、県独自の上乗せ支援、そして現行補助の適用拡大を提案し、知事の所見を伺います。

(※常総市(約21,000世帯)住家被害—床上浸水4400件、床下浸水6600件)

(知事答弁)

(4) 流域河川整備

次に、流域河川整備についてです。本県では、県管理の八間堀川や西仁連川、飯沼川など44河川と、国管理の鬼怒川など合わせて49河川が決壊や法面崩れを起こしました。

パネル資料①をご覧ください。日本共産党の紙智子参院議員の求めに国土交通省が提出した資料をもとに、鬼怒川流域の堤防整備状況を示したものです。本県の鬼怒川右岸・左岸の延長距離は82.5km。そのうち堤防完成区域は黒く線を引いた13.9kmで、整備率は16.8%です。残りの赤い部分が堤防の高さや幅が足りない未整備区域で多く残されています。なにも線がないところは整備計画がありません。今回、大きく決壊、越水した箇所も示してあります。

鬼怒川全体の堤防整備率は43%ですが、上流の栃木県側が62.7%であるのに対し、本県は16.8%です。これは知事や県の問題なのか、それとも国・国土交通省の責任なのでしょうか。本県があまりにも遅れていることについて、知事はどのように取り組んでいくのか伺います。

(知事答弁)

知事がおっしゃるように、公共工事予算全体は減っていますが、一方で巨額のダム建設が優先され、治水のために必要な堤防強化が遅れたのではないのでしょうか。鬼怒川上流にも湯西川ダムなど4つのダムが建設されていますが、鬼怒川の河川改修予算を、もう一枚のパネル資料②に示しました。これは下館河川事務所に確認したものです。整備率16.8%なら本来増やすべきなのに、増えていません。鬼怒川流域の集中整備が求められますが、いかがですか。

(知事答弁)

1986年の台風で氾濫した小貝川と那珂川では、その後の5年間で、激甚災害指定を受けての特別事業により堤防建設が進みました。一日も早い激甚災害指定を重ねて国に求めるとともに、県管理の河川改修を含めた早期整備を要望して次の質問に移ります。

2. 広域避難計画における要援護者対策について

次に、原子力災害に係る広域避難計画について伺います。放射能汚染は同心円状に広がらないにも関わらず、国は原発から30^{キロ}圏で区切って市町村に避難計画を義務付けています。このこと自体が大きな問題ですが、東海第二原発から30^{キロ}圏14市町村の計画策定はどのように進んでいるのか伺います。また、30^{キロ}圏には有床診療所や病院など医療機関が128施設、社会福祉施設は184施設ありますが、県立病院を含めて求められる避難計画はどこもできていません。(県保健福祉部厚生総務課より)計画策定の現状と課題について知事の所見を伺います。

(知事答弁)

現実として、今回、鬼怒川氾濫で浸水した常総市のきぬ医師会病院や、水海道さくら病院は、入院患者全員の避難が余儀なくされました。さくら病院では、患者88名の搬送にDMATの医師や看護師約160名の他、多くの消防隊員と数

十台の救急車が活動したといいます。患者数の2倍、3倍にのぼる人員を要したのです。まして、原子力災害は目に見えない放射能とのたたかいで避難は混乱の極みに達します。30*₀圏300を超える病院や福祉施設、そこにいる約1万8千人に上る方々や、在宅にいる要援護者を避難させるのは不可能です。避難計画の策定そのものが非現実的だと私は考えます。知事はできるとお考えなのでしょうか。ご答弁下さい。

(知事答弁)

知事は「できると考えている」とお答えになりましたが、たとえ計画ができて、現実的に安全な避難などできないことが福島で示された教訓ではないのでしょうか。災害弱者は置き去りにされてしまいます。住民避難を計画しなければならないような危険がある、その原発を止めるとなぜ言えないのでしょうか。再稼働は認められないという知事の決断こそ最優先だと考えます。

(知事答弁)

3. 子ども・子育て支援新制度の課題について

(1) 保育所待機児童、保育料

次に、本年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度について、保健福祉部長に伺います。県は新制度において認定こども園を推奨し、既存の幼稚園が認定こども園になれば0～2歳児の受け入れが広がり、待機児童解消につながるとしています。しかし、本県私立幼稚園の80%にあたる154園が認定こども園に移行しても、多くは3歳児以上が対象です。今年4月の保育所待機児童は前年より逆に146人増えて373人です。その8割が0、1、2歳児です。やはり認可保育園の増設を基本に据えるよう求めます。

また、幼児教育の無償化が議論されたにも関わらず、逆に4月以降、公立幼稚園の保育料が値上げされたり、保育所の保育料を決める所得の算定方式が変わったことで保護者負担が増えた世帯があります。こうした現状を、県がしっかりと把握し、保育料の軽減をすすめるべきです。2点について伺います。

(保健福祉部長答弁)

(2) 私立幼稚園の今後の支援

次に、私立幼稚園に対する支援について私学助成を所管する総務部長に伺います。幼稚園は今年4月以降、3つの選択肢から運営形態を選ぶことになりました。①従来の私学助成の枠組みに残るか、②幼稚園として施設型給付を受ける新制度に移行するか、③認定こども園になって新制度に移行するかです。そして今、従来の枠組みに残る私立幼稚園から、私学助成が従前どおり継続されるのかといった不安の声が寄せられています。従来の枠組みに残ることで不利益を生むことはあってはなりません。私学助成予算の確保を求めますが、所見を伺います。

(総務部長答弁)

4. 教育行政の推進について

(1) スクールカウンセラー事業の拡充

次に、教育行政に移ります。まず、小・中・高校で実施されているスクールカウンセラー事業について教育長に伺います。

本県では、国補助を活用したカウンセラー配置(事業予算 1866 万円)に加え、東日本大震災の被災県として国の全額委託(事業予算 2357 万円)による緊急派遣事業が実施されています。2つの事業により、県内すべての公立小・中・高校に配置または派遣できています。しかし、その緊急派遣事業について、政府は震災後4年が経過するなか、今年度は派遣回数を減らし、来年度は本県での事業が継続されるかどうか、廃止されてしまうのではないかと、不確定な状況です

私は先日、県北地域の公立高校に実情を伺って参りました。「スクールカウンセラーに話しを聞いていただくことで、精神的に安定する生徒がたくさんいる」とのこと。また「発達障害や精神疾患が疑われる生徒への対応について専門的な立場から助言を頂いて教師も勉強になり、安心して対応策を考えることができる」と、その役割を評価しています。「月1～2回のカウンセリングは生徒の予約がすぐに埋まり、キャンセル待ちの状態」とのこと、拡充が求められます。震災のあるなしに関わらず、様々な要因から心に悩みや不安を抱える生徒も多く、子どもの貧困対策としても重要な取り組みだと考えます。国に対し緊急事業の継続を強く求めると同時に、もし廃止された場合、県独自に予算を確

保して継続する必要があるのではないのでしょうか。所見を伺います。

（教育長答弁）

（２）長期入院する児童生徒への学習支援

最後に、病院に長期入院する児童生徒への学習支援について伺います。現在、本県で唯一、病弱教育を行う友部東特別支援学校が、県内５つの医療機関（県立こども病院、こころの医療センター、医療大学付属病院、筑波大学附属病院、土浦協同病院）への訪問教育を行っています。心臓疾患や白血病など、突然の病気に苦しむ子どもは決して少なくありません。訪問教育を受けるには、原則として、特別支援学校に転校しなければなりません。今年５月時点で、２２名の小中学生が病院で学習支援を受けています。一方、義務教育でない高校生への訪問教育は、本県では制度化されていません。実施を願います。

私は先日、県立こども病院の創立３０周年に出席し、その際頂いた記念誌に、親の会のお母さんがこう書いています。「闘病中の子ども達は、病院という社会から隔離され環境で日常生活を送ることになります。わが子の病気を治すことが最優先ですが、一方で、できることなら、年齢にふさわしい成長をしてほしいと願っています」と。この願いの一つが学習支援ではないのでしょうか。

文部科学省は２０１３年度、初めて長期入院する子どもの学習実態調査を行い、その結果（２０１５．５．２０発表）、高校生の７割が学習支援を一切受けていないことが示されました。そうした中でも、東京都や沖縄県では院内学級の体制を整え、群馬県や福井県は希望する高校生にも訪問教育を行っています。また、大阪府や神奈川県では在籍高校に非常勤講師を加配して入院先に教員を派遣する仕組みです。本県で、今後どのように実施できるのか、教育長の所見を伺います。

（教育長答弁）

教育長がおっしゃったように、高校生にとって退学・転入というものが一つの大きなハードルになっています。そのため、神奈川県では独自に特別支援学校に転籍しなくても支援ができる制度にしています。それぞれのところで、努力し、知恵を出して実施しており、本県でも教育庁と病院局が一緒になってやれば実現できます。

教育とは、子ども達に希望を与えるものだと思います。学びたいという意欲

が、病気に立ち向かう力になると信じています。知事に対しても、困難な状況とたたかう子ども達に希望を与えられる県政を強く望み、質問を終わります。

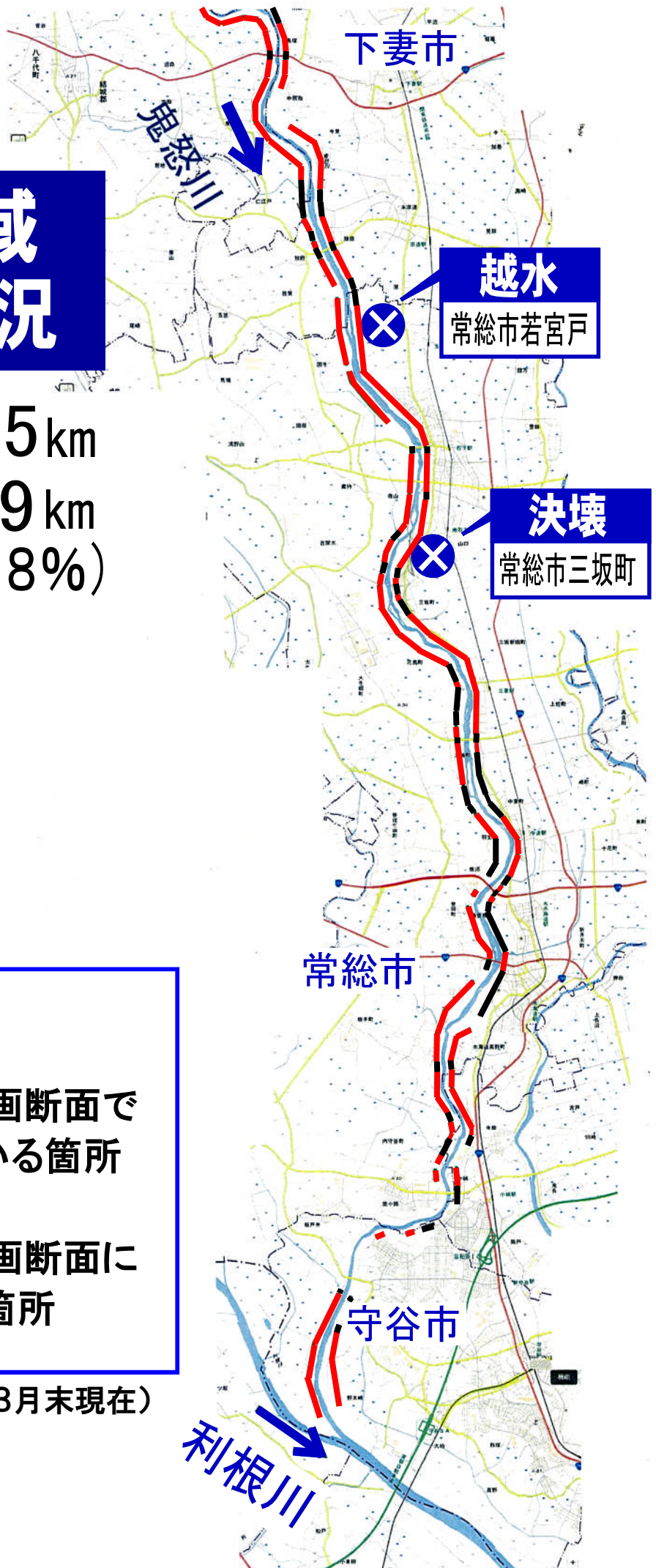
鬼怒川流域 堤防整備状況

茨城県内流域 82.5 km
完成 13.9 km
(16.8%)

凡例

- 堤防が計画断面で完成している箇所
- 堤防が計画断面に満たない箇所

(H27年3月末現在)



鬼怒川 河川事業予算の推移

国土交通省関東地方整備局
下館河川事務所資料より

